

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	第 3 期桐生市教育大綱 (案)
意見募集の趣旨	令和 2 年 12 月に策定しました「第 2 期桐生市教育大綱」の対象期間が、令和 6 年 3 月 31 日で終了することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 の規定に基づき、令和 6 年度を初年度とする第 3 期桐生市教育大綱の策定作業を進めております。このたび、桐生市総合教育会議における協議を経て、案がまとまりましたので、より広く皆様の意見を反映した教育大綱とするため、「第 3 期桐生市教育大綱 (案)」に対する意見提出手続 (パブリックコメント) を実施いたします。
意見を提出できる人	1 市内に住所を有する個人 2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体 3 市内の事務所又は事業所に勤務する人 4 市内の学校に在学する人 5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	令和 5 年 12 月 21 日 (木) ~ 令和 6 年 1 月 19 日 (金)
意見の提出方法	住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください (「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください)。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください (案全般に係る意見の場合はこの限りではありません)。なお、決められた書式はありません。 (1) 直接提出・・・桐生市役所 4 階教育部総務課へ提出してください (土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)。 (2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所教育部総務課あて送付してください。 (3) ファクシミリ・・・0277-46-1109 へ送信してください。 (4) 電子メール・・・kyoiku@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。 ※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。
参考資料	特になし
担当	教育部総務課庶務係 電話 0277-46-1111 (内線 654)
備考	・ 結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報公表はしません。 ・ 個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。 ・ 提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。